

令和5年度第2回朝霞市学校給食運営審議会 次第

日時 令和6年2月8日（木）

午後2時から

会場 溝沼学校給食センター 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

①令和6年度学校給食実施予定日（案）について

②令和6、7年度学校給食用物資納入業者の指定について

4 報告事項

①令和5年度「食に関する指導」について

②栄町学校給食センター解体工事について

③学校給食センター委託化について

5 その他

6 閉 会

会議資料

【議案第1号】

令和6年度学校給食実施予定日(案)について

・・・・・・・・P1～5

【議案第2号】

令和6・7年度学校給食用物資納入業者の指定
について

・・・・・・・・P6～7

関係資料

【目次】

- 議—2—1 朝霞市学校給食用物資選定委員会条例・・・・・・・・P8～9
- 議—2—2 朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準・・・・・・・・P10～12
- 議—2—3 朝霞市学校給食用物資選定委員会要綱・・・・・・・・P13～15
- 議—2—4 学校給食用物資納入業者数の比較・・・・・・・・P16
- 議—2—5 現地調査報告書・・・・・・・・P17

議案第1号

令和6年度学校給食実施予定日について

令和6年度学校給食実施予定日について、別紙のとおり決定を求める。

令和6年2月8日提出

令和6年度 学校給食センター給食実施日(案)



学校休業日

2023.12.25

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第一学期65回

8月 (1回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※14日: 県民の日

12月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

第二学期75回

第三学期48回

※上記 のうち、学校ごとに小学校186回・中学校182回の給食を実施する。

※ならし給食【4月22・23日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

○ は祝日等で休みです。

1学期: 4/11~7/16 2学期: 8/30~12/19 3学期: 1/9~3/21

合計188回

小学校 186回(188回)

※運動会、土曜日参観

中学校 182回(183回)

※体育祭

(春・秋の大会4日、卒業式なし)

令和6年度 第四小学校給食実施日(案)



学校休業日

2024.1.11

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

27日:土曜日参観振替

6月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第一学期64回

8月 (1回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

15日:運動会振替

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※14日:県民の日

12月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

第二学期74回

1月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

第三学期48回

3月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

小学校 186回

※運動会、土曜日参観

○は祝日等で休みです。

※ならし給食【4月22・23日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

合計186回

1学期:4/11~7/16 2学期:8/30~12/19 3学期:1/9~3/21

令和6年度 第五小学校給食実施日(案)



学校休業日

2024.2.7

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日:土曜日参観振替

6月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第一学期64回

8月 (1回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

15日:運動会振替

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※14日:県民の日 5日:土曜日参観振替

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

第二学期74回

第三学期48回

○は祝日等で休みです。

※ならし給食【4月22・23日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

小学校 186回
※運動会、土曜日参観

合計186回

1学期:4/11~7/16 2学期:8/30~12/20 3学期:1/9~3/21

令和6年度 第八小学校給食実施日(案)



学校休業日

2024.1.15

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第一学期65回

8月 (1回)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

15日:運動会振替

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※14日:県民の日 11日:土曜日参観振替

12月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

第二学期73回

1月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

第三学期48回

3月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

小学校 186回

※運動会、土曜日参観

○は祝日等で休みです。

※ならし給食【4月22・23日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

1学期:4/11~7/16 2学期:8/30~12/19 3学期:1/9~3/21

合計186回

議案第 2 号

令和 6 ・ 7 年度学校給食用物資納入業者の指定について

令和 6 ・ 7 年度学校給食用物資納入業者の指定申請を受けた別紙の 2 1 業者について、指定する決定を求める。

令和 6 年 2 月 8 日提出

議案第2号別紙 学校給食用物資納入業者評価表

	業者名	代表者	所在地	食品衛生監視票		協定書提出の有無	合否	種別
				旧様式	HACCP様式			
1	東新畜産株式会社	小林 公 人	東京都板橋区向原3-9-7		98	○	合格	継続
2	株式会社アンデス	石 渡 栄 三	東京都練馬区大泉町5-11-8		91	○	合格	継続
3	株式会社日南	橋 口 義 明	東京都練馬区旭町1-42-2	R3結果 94		○	保留	
4	㈱ナチュラルポークリンク	諏 訪 秋 彦	埼玉県新座市野火止4-13-11		98	○	合格	継続
5	森乳業株式会社	楨 島 廣 太 郎	埼玉県行田市富士見町1-3-2		100	○	合格	継続
6	丸宮食品株式会社	永 嶋 良 一	埼玉県さいたま市見沼区御町1-37		100	○	合格	継続
7	株式会社ふくしま	福 島 毅 春	埼玉県川越市旭町2-21-26		97	×	合格	継続
8	(公財)埼玉県学校給食会	小 澤 健 史	埼玉県北本市朝日2-288		100	×	合格	継続
9	関東食品(株)埼玉支店	武 田 淳	埼玉県鶴ヶ島市柳戸町7-11		97	×	合格	継続
10	株式会社海幸水産	深 井 勇 哉	埼玉県さいたま市桜区田島1-2-1		97	○	合格	継続
11	株式会社三浦屋	中 島 邦 浩	埼玉県入間市上藤沢377-4		100	○	合格	継続
12	協同食品株式会社	城 戸 博 士	東京都練馬区高松3-20-13		94	○	合格	継続
13	有限会社翁椎茸	中 島 弘	埼玉県新座市畑中2-16-63		100	○	合格	継続
14	うつぼや池田食品株式会社	池 田 武 文	東京都板橋区新河岸1-6-7		83	○	条件付き合格	継続
15	丸勝かつおぶし	真 辺 健 二	東京都練馬区中村北2-19-11		100	○	合格	継続
16	株式会社足立食品	足 立 博 隆	東京都練馬区北町1-5-20		84	○	条件付き合格	継続
17	株式会社ティー・ケー大竹	大 竹 敏 雄	埼玉県新座市大和田4-10-11			○	合格	継続
18	有限会社山重青果	高 橋 利 治	埼玉県志木市本町4-10-28			×	合格	継続
19	株式会社八百松	櫻 井 健 雄	埼玉県朝霞市溝沼7-6-31			○	合格	継続
20	有限会社イケ	池ノ内 昭 一	埼玉県志木市上宗岡4-7-36	100		○	合格	継続
21	青果マルセン	福 田 政 文	埼玉県戸田市中町1-15-3			○	合格	継続
22	株式会社岩崎商店	岩 崎 有 朋	埼玉県新座市野火止4-7-6		100	○	合格	継続
地	朝霞市農産物直売組合	渡 邊 忠	埼玉県朝霞市根岸台4-12-7				合格	継続
地	石原佳之	石 原 佳 之	埼玉県朝霞市根岸台7-48-50				合格	継続

※合格基準:85点以上 ※協定書の提出は任意

○株式会社日南 食品衛生監視票が令和3年2月17日実施であったため、最新の結果を確認するまで保留とする。

○うつぼや池田食品株式会社 83点

<減点項目> ・衛生管理計画を作成しているか(1点) ・必要に応じて手順書を作成しているか(2点) ・食品取扱者等に教育訓練を実施しているか(2点)
上記項目については、改善予定であるとのことより、条件付きの合格とする。

○株式会社足立食品 84点

<減点項目> ・衛生管理計画を作成しているか(1点) ・必要に応じて手順書を作成しているか(2点) ・食品取扱者等に教育訓練を実施しているか(2点)
上記項目については、改善予定であるとのことより、条件付きの合格とする。

○朝霞市学校給食用物資選定委員会条例

平成25年1月15日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市学校給食用物資選定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校給食用物資の購入に伴う選定作業を行うため、朝霞市学校給食用物資選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 給食用物資の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、給食用物資の購入に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校給食センター所長
- (2) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (3) 給食調理主任
- (4) 保護者の代表者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準

昭和40年9月1日その他

朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準

(目的)

この基準は、朝霞市学校給食用物資納入業者指定申請の審査に際し必要な基準を定めるものとする。

1 審査基準

審査に当たっては書類審査、現地調査、過去の実績調査の成績、及び一般的必要条件を総合的に審査し、指定の可否を決定する。

(1) 書類審査

①学校給食用物資納入業者指定申請書

- i 申請者の工場、倉庫の平面図
- i i 営業許可書の写し
- i i i 登記簿謄本
- i v 食品衛生監視票の写し

審査の基準

- ・指定申請書には必要事項がすべて記載されていること。
- ・営業許可書の写しは、申請日現在において有効であること。あわせて本市の納入業者指定期間内に有効期限が切れる場合は、継続申請を行う予定であること。なお、一部業種については不要の場合がある。
- ・登記簿謄本は申請日前3か月以内に発行されたもの。ただし個人の場合は不要
- ・食品衛生監視票は最新のもの。ただし食品衛生監視の対象でない業種については不要
- ・申請等に使用する印鑑は、法務局に登録してある印鑑を使用すること。ただし、個人の場合は市町村に登録してある印鑑を使用すること。

②印鑑証明書

- ・法人は法務局、個人は市町村長の発行するもの
- ・申請日前3か月以内に発行されたもの

③納税証明書

審査の基準

- ・法人の場合は法人市民税、法人県民税、法人事業税について提出する。
- ・個人の場合は個人市民税、個人事業税について提出する。
- ・最新の課税年度のものを出す。
- ・非課税の場合は、非課税証明書で代用できる。
- ・申請書類提出日現在において未納がないこと。

④営業経歴書（任意書式）

※ 一般的な必要条件を審査する際に必要なもので、申請者の信用状況等を確認できる事項が記載されているものが望ましい。

⑤供給ルートの概要（製造及び加工工場、又は仕入先からの配送、納入にいたるまでの経緯）

⑥誓約書

審査の基準

- ・印鑑は、法務局に登録してある印鑑を使用すること。

※その他

提出された書類から、衛生管理や財務状況などに児童生徒が食する給食の物資を納入するに適していないと審査されるときは、指定しないことができる。

(2) 工場実地検査

「申請業者・実地調査表」に基づき現地調査し、審査する。

下表、判定項目について合格基準欄記載事項を満たしているときは「合格」とする。なお、合格の基準欄②に適合する場合は、判定上は不合格であるが、現状及び対応策を特記事項に記入し、市がこれを適当と認めた場合は「合格」の扱いとすることができる。

すべての項目が合格の扱いとなった場合は調査票による審査を「合格」とする。

調査票による判定基準（調理室・作業場・倉庫等の整備状況）

判定項目	合格基準
専用白衣	専用の作業用白衣を着用し、衛生区分ごとにエプロン等を使い分けていること。
専用履物	専用の作業用履物を使用し、衛生区分が変わるごとに靴底を確実に消毒していること。
三角巾・帽子	調理・製造中は常に着用していること。 三角巾・帽子から髪の毛がはみ出していないこと。
マスク	調理・製造中は常に着用していること。 鼻まで隠れるタイプのものであること。
健康観察	作業員に対する手指の傷や発熱などの健康観察を常にチェックし、記録していること。
天井水滴落下	水滴落下がないこと。 ②ある場合は、その部分にカビ等がないこと、及び改修予定があること。
網戸	すべての開口部に設置されていること。 ②作業中窓を開閉する必要がない施設については可とすることができる。
換気	必要な換気設備が整えられていること。換気設備の吸入口にはフィルター等防虫対策がなされていること。
作業員専用トイレ	作業員専用のトイレが設置されていること。 ②専用でない場合は従業員専用であること。
手洗い設備	作業区画ごとに作業員人数に応じた手洗い設備（洗浄液、消毒液含む。）が設置されていること。 ②不足する場合でも、作業場所付近に手洗い設備（洗浄液、消毒液含む。）が設置されていること。
爪ブラシ	包装されていない物資を手で取り扱う場合に適用し、手洗い設備に爪ブラシが備え付けられていること。（個人専用が望ましい） ②備え付けられてない場合は、早急に備え付けること。
出入口消毒槽	設置されていること。 ②これに代わるもので代用可。
調理室の室温設定	労働及び製造に適した温度に管理していること。 ②製造の性格上適温に設定し難い場合は、製品の製造後の温度管理について適切に対応していること。
床の状況	常に清掃を行い、食材片等が落ちてないこと。 破損箇所は適切な改修が行われていること。 ②破損箇所がある場合には、具体的な改修予定があること。
清掃状況	常に清掃が行き届いていること。
排水状況	床面にたまり水などが無いこと。 常に清掃によりたまり水が無いこと。 ②常に排水の除去を実施していること。
下水清掃の状況	排水溝及び蓋の清掃が行き届いていること。
消毒の回数 (回/年)	年1回以上実施していること。
食品衛生監視票	85点以上

備考：各施設、設備、その他は衛生的でかつ使用可能であることが前提であり、これを満たさない場合は「不合格」とする。

- (3) 「学校給食運営審議会」に諮問し建議を受ける。
- (4) 教育長決裁
- (5) 朝霞市学校給食用物資納入業者指定書の交付
- (6) 朝霞市学校給食用物資指定納入業者の登録
登録有効期間 令和6年4月1日から
令和8年3月31日までの2年間

2 購入方法

指定された朝霞市学校給食用物資納入業者による見積り合せ、書類審査及び見本審査によるものとする。

3 特別措置

朝霞市学校給食用物資納入業者を指定後、年度の途中において未登録の業者より指定の申請があった場合は同様の審査を行い、合格と判定されたときは、教育長決裁を経て、朝霞市学校給食用物資納入業者として登録することができる。ただし、登録有効期間は、決裁の翌月から令和6年3月31日までとする。

4 納入業者指定の取消

指定納入業者が次の事項に該当する場合は、納入の停止、又は指定納入業者の取消しをすることができる。

- (1) 年度内に全く物資を納入しないとき（契約が一度もないとき。）。
- (2) 契約書の履行を怠ったとき、又は朝霞市学校給食課の指示に違反したとき。
- (3) 従業員等の細菌検査結果一覧表の提出を怠ったとき（適用除外の業種を除く。）。
- (4) 法規、又は監督官庁の命令により業務の執行を停止されたとき。

付記

- 1 朝霞市学校給食用物資指定納入業者は、従業員等の細菌検査結果一覧表を毎月提出すること。（ただし、適用除外の業種を除く。）
- 2 「朝霞市学校給食用物資納入業者指定申請書」の提出期間は、令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）の午前9時から午後5時までとする。（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- 3 朝霞市学校給食用物資指定納入業者の衛生管理については、管轄する保健所へ調査を依頼する。
- 4 朝霞市学校給食課の職員は、必要に応じて現地調査を実施する。

○朝霞市学校給食用物資選定委員会要綱

平成25年1月15日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市学校給食用物資選定委員会条例（平成25年朝霞市条例第9号）第9条の規定に基づき、朝霞市学校給食用物資選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食用物資の購入方法)

第2条 給食用物資の購入は、見積り合わせ、書類審査及び見本審査によるものとする。

(見積り合わせ参加資格)

第3条 見積り合わせに参加しようとする者は、朝霞市学校給食用物資納入業者指定基準に基づき、登録した朝霞市給食用物資納入業者でなければならない。

(見積り合わせの方法)

第4条 見積り合わせは、通知により指定した日時及び場所において行うものとする。

2 見積書は、必ず指定した日時までに受領し、規格内容により見積りできる物資がある場合には、必ず金額を記入し、代表者の記名押印の上、期限までに提出するものとする。

3 見積りは、単価単位（消費税を含まない）により行うものとする。

4 見積りは、1品目あたり1品とする。

5 見積書の内容表欄に丸印が記載されている物資については、見積書提出時に次の書類を提出することとする。

(1) 原料配合表

(2) 栄養成分表

(3) 製造業者や食品納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査（食品添加物、残留農薬等）の結果又は生産履歴等

6 見積書の見本品欄に丸印が記載されている物資については、見本品提出日に次のとおり見本品を提出することとする。

(1) 重量発注のもの（肉類、魚角切り、野菜）は100グラム程度とする。

(2) 個数発注のもの（冷凍食品、魚切り身）は冷凍品2個、調理済3個とし、デザートは5個とする。

7 見本品のない物資については、内容表を審査の上、見積金額が最安値の業者を決定業者とする。ただし、決定業者となるべき同額の見積りをした者が2名以上ある時は市内業者を優先し、また、いずれも市内業者であるとき又は市外業者である時は、くじにより決定するものとする。

8 見本品については、見積書の最安値の業者から選定委員会が学校給食に適しているかを審査し決定するものとする。

(決定業者への通知)

第5条 見積り合わせにより納入業者が決定した時は、納入業者は指定した日時までに契約書を受領するものとする。ただし、契約のない業者へはその旨を書面にて通知するものとする。

(契約条項)

第6条 納入業者は、発注書に基づき指示された納入期日及び場所に納入しなければならない。

2 市は、物資の納入を受けた時には、速やかに納入業者立会いの上、品質、量目、その他必要な検収を行わなければならない。

3 市は、検収の結果及び納入後に内容の一部又は全部が、市の指定した規格に違反し又は不当であると認められた時は、納入業者に無償交換を請求できる。

4 納入業者は、給食用契約物資が所定の品質を有すること及び規格どおりであることを保証し、これに違反し又は不当であると認められた際には無償交換の責任を負うものとする。

(契約不履行の場合と解除権及び罰則)

第7条 納入業者が契約事項に違反し、市の給食業務に支障が生じた時は、返品を受けるとともに代金を請求することなく新鮮、良質、衛生的な物資と交

換し、支障が生じた責任は、納入業者において負担する。また、契約期間中において、納入業者が正当な理由なく契約を履行しない場合等が生じた時は、市は契約を解除することができる。

2 納入業者が、前条第4項の規定に基づく無償交換の責任を負えない場合など、市の給食業務に支障が生じた時は、翌月の見積業者とはなれないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

学校給食用物資納入業者数の年度別比較

	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・31年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度
食肉・鶏卵	6	4	5	3	3	4	4	4 (1)
乳製品	2	1	1	1	1	1	1	1
食用油	11	14	12	11	12	12	11	11
調味料類								
乾物・缶詰								
冷凍食品								
青果物	8	8	7	6	5	5	6	5
こんにゃく	2	2	2	1	1	1	1	1
計	29	29	27	22	22	23	23	22 (1)

※令和6・7年度は申請時の状況

() は保留

学校給食物資納入業者現地調査の結果について

議案第2号「朝霞市学校給食用物資納入業者の指定について」の件について、下記のとおり現地調査を実施いたしましたので、その結果を報告します。

記

業者名	株式会社 アンデス 東京都練馬区大泉町5-11-8	森乳業株式会社 埼玉県行田市富士見町1-3-2
代表者	石渡 栄三	楨島 廣太郎
調査実施日	令和5年12月11日(月)	令和5年12月13日(水)
調査員	学校給食課長 長谷 修 栄養教諭 日辻 万里子 栄養教諭 和田 直子 学校給食課長補佐 池田 房江	学校給食課長 長谷 修 栄養主査 田熊 清香 栄養技師 佐藤 英里子 学校給食課長補佐 池田 房江
主な取扱品目	肉類	学校直送品(牛乳・乳製品)
改善を要する事項	特に問題はなし	特に問題はなし
調査結果	本市の学校給食用物資納入業者として適している。	
調査員総評	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫内・作業場の清掃は行き届き、倉庫内及び冷凍庫・冷蔵庫の温度管理も適切であった。 ・衛生管理面では作業場に入室する前に次亜塩素酸ナトリウムをしみこませたマットで靴の消毒を行っていた。手洗い場にペーパータオルの設置をしていないところが見受けられたため、設置をお願いした。 ・保健所の食品衛生監視票(HACCP)の得点が95点であり、衛生的に管理されていることから、学校給食用物資納入に際しては問題ないものと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場入室前の手洗いは徹底しており、設備も問題ない。作業着のエアシャワー、粘着テープによる異物の除去を実施していた。 ・原料の温度・衛生管理も問題なし。 ・作業場の清掃は行き届いており、製品保管冷蔵庫の温度管理も適切であった。 ・保健所の食品衛生監視票(HACCP)の得点は100点であり、3年間減点なし。 以上のことから、学校給食物資納入に際しては問題ないものと思われる。

株式会社アンデス
(上)作業場 (下)履物消毒マット



森乳業株式会社
(上)手洗い場 (下)牛乳充てん機



【資料 3】

報告①令和 5 年度「食に関する指導」について

【資料 4】

報告②栄町学校給食センター解体工事について

令和5年度「食に関する指導」について

資料3

食に関する指導の報告(小学校)

学年	内容
1年	「給食について知ろう」
	「めざせおはし名人」
2年	「野菜となかよくなろう」
	「食べ物の働きを知ろう」
3年	「好き嫌いなく食べよう」
	「けんこうな生活」
	「大豆はかせになろう」「すごいぞ大豆！給食に隠れた大豆を探そう！」
4年	「体の発育と健康」
	「おなかをすっきりさせよう」
	「”もったいない”について考えよう」
5年	「食べて元気！ご飯とみそ汁」
6年	「料理や食品の組み合わせを考え、楽しく食べよう」(セレクト給食)
	「朝食をしっかり食べよう」
	「まかせてね 今日の食事」
特学	「めざせおはし名人」
	「食べ物の働きを知ろう」
	「野菜となかよくなろう」

食に関する指導の報告(中学校)

学年	内容
1年	「飲み物から振り返ろう、私たちの生活習慣」
2年	「成長期とカルシウム」
3年	「自分の食事は自分で用意しよう」(卒業祝い給食)
特学	「めざせおはし名人」「好き嫌いなく食べよう」

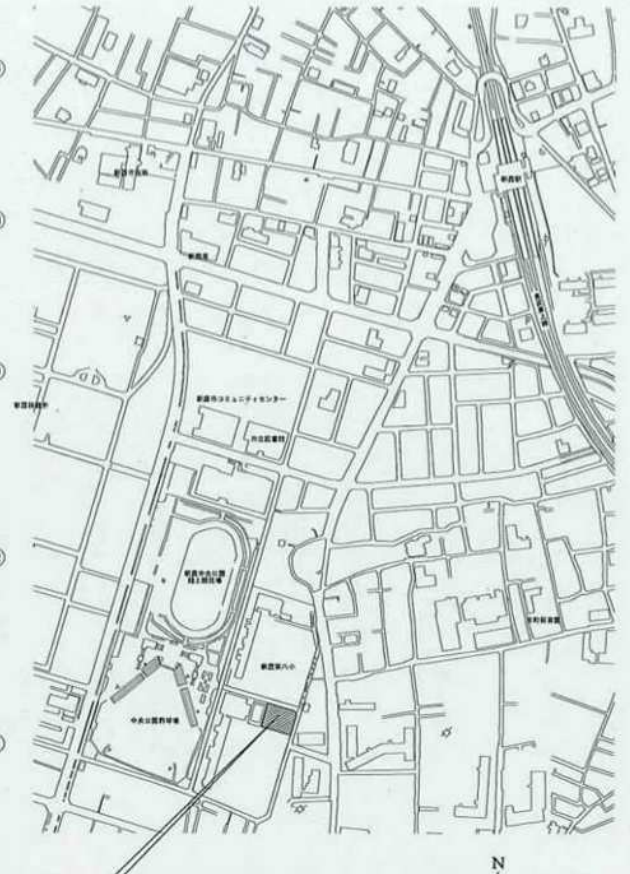
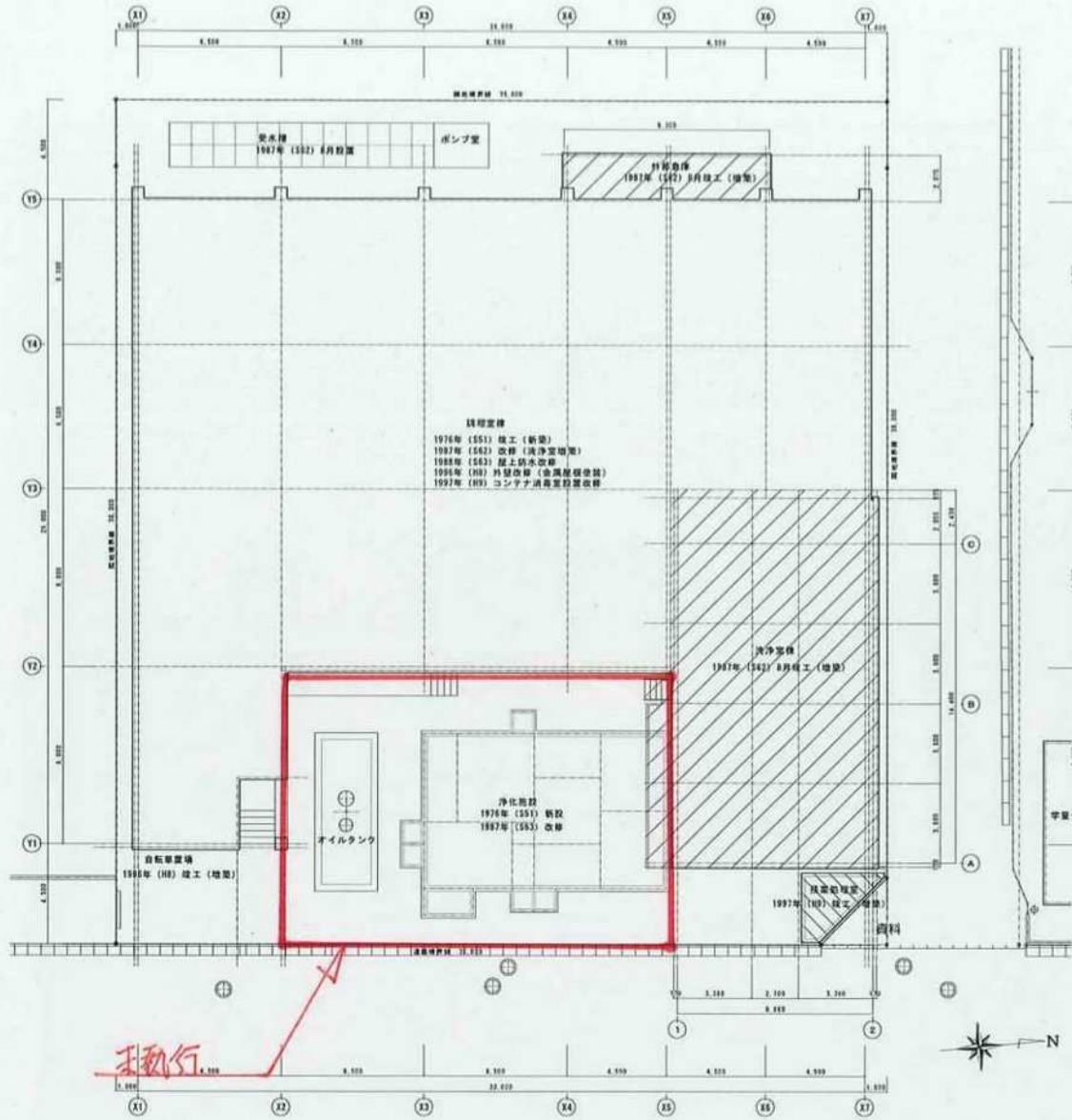
セレクト給食実施予定日

学校名	実施予定日
朝霞第一小学校	3月13日(水)
朝霞第二小学校	2月21日(水)
朝霞第三小学校	2月16日(金)
朝霞第四小学校	3月5日(火)
朝霞第五小学校	3月4日(月)、6日(水)
	3月8日(金)、11日(月)
朝霞第六小学校	3月1日(金)
朝霞第七小学校	3月15日(金)
朝霞第八小学校	3月15日(金)
朝霞第九小学校	3月8日(金)
朝霞第十小学校	2月21日(水)

卒業祝い給食実施予定日

朝霞第一中学校	1月15日(月)
朝霞第二中学校	1月29日(月)
朝霞第三中学校	1月26日(金)
朝霞第四中学校	2月7日(水)
朝霞第五中学校	2月9日(金)

資料 4



王執行

配置図 3=1/100



功設計有限会社 | 1級建築士登録第171672号 | 金子 功

設計	設計	工事名称	栄町学校給食センター解体工事	A-03
承認	年月日	図面名称	配置図・案内図	
	03.09.30	縮尺	A1- 5=1/100 A3- 5=1/200	